

## 高岡地区広域圏事務組合地域振興事業特別会計条例

平成6年3月29日条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、高岡地区広域圏事務組合の実施する地域振興事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、高岡地区広域圏事務組合地域振興事業特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。